

資料 1

令和8年度における畜産ICT事業及び楽酪GO事業の執行について

令和8年4月

農林水産省

畜産局畜産振興課

令和8年度における畜産ICT事業及び酪酪GO事業の執行について

令和8年4月2日
畜産局畜産振興課

1. ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）の背景と主な変更点

(1) 背景と変更点

「ICT化等機械装置等導入事業（以下「畜産ICT事業）」は、肉用牛・酪農の労働負担軽減・省力化に資するロボット等の先端技術の導入を目的として令和元年度より措置。令和6年度以降は畜産クラスター基金を活用して実施。

今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める60歳以上の年齢層がリタイアした場合、従事者数は酪農で約1/2、肉用牛全体で約1/4まで減少することが見込まれている。引き続き中小・家族経営における省力化を一層推進するため、原則として現行事業の枠組みを維持した上で、令和7年度補正予算において、農業構造転換集中対策に位置づけ、所要額を19億円に拡充。

令和6年度補正予算から開始している「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（以下「スマート農法）」に基づく計画認定者への「一体的な施設の補改修」の支援も促した上で、中小・家族経営向けの省力化のための支援については、畜産ICT事業による執行を優先的に行うこととする（別添1）。

(2) 予算額と補助率

予算額：所要額1,900百万円（令和7年度不用額・事務費を含む）

補助率：1/2以内

ただし、機械装置導入については、1経営体当たり30百万円、一体的施設の整備（※）に要する費用については、1経営体当たり50百万円を上限とする。

※ 一体的施設の整備は、事業実施期間中に補助対象となる機械装置を導入し、生産方式を転換するために必要な施設の補改修、増築等を対象とする。

(3) 飼養頭数の上限

経営体の種類	頭数の上限
乳用牛（酪農経営の場合）	<u>搾乳牛頭数120頭以下とする。</u>
肉用牛（繁殖経営の場合）	24か月齢以上の繁殖雌牛100頭以下とする。
肉用牛（肥育・一貫経営の場合）	全飼養頭数200頭以下とする。

（※）飼養頭数の具体的な考え方は、事業実施主体とともに検討の上、周知予定。

(4) 農業構造転換集中対策としての柔軟な運用

畜産ICT事業では、機械装置導入により総労働時間を10%削減する成果目標の設定が必要。本事業では、一般的に機械装置導入に伴う作業方式の転換による削減時間の算出・分析が行われている。

一方、本事業による支援がスタートして7年以上経過し、事業開始初期に導入した先進的な機械装置であっても、

- ① 新技術の開発による機能性向上が図られている
- ② 耐用年数を超過し、機械装置のメンテナンスが困難な状況が散見されるなどの課題が生じている。

このため、機能性が向上した同種の機械装置の導入についても支援対象とすることを検討。機能性が向上した機械装置を新たに導入することで、更に労働時間を10%削減する成果目標を達成させる必要がある。なお、既存機械と同等の機能であるいわゆる「単純更新」は対象外。(農業構造転換集中対策における運用であるため、畜産ICT事業のみを対象とし、楽酪GOは対象外。)

2. 酪農労働力省力化対策事業（楽酪GO事業）の背景と主な変更点

(1) 背景と主な変更点

「酪農労働力省力化対策事業（以下「楽酪GO事業）」についても、畜産ICT事業同様に、中小・家族経営を中心とした酪農生産基盤の強化を図るため、労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備への支援を目的として実施。本事業の趣旨及び畜産クラスター事業（機械導入事業）との差別化を明確化する観点から、

- ① 令和6年度事業から補助上限額を設定するとともに、
- ② 令和7年度事業から補助対象となる酪農経営体の飼養頭数に上限を設定しているところ。令和8年度事業においても現行の事業を維持。

(2) 予算額と補助率

予算額：758百万円（令和7年度と同規模予算を確保）

補助率：1/2以内

ただし、機械装置導入については、1経営体当たり40百万円、一体的施設の整備に要する費用についても、1経営体当たり40百万円を上限とする。

農業構造転換集中対策である畜産ICT事業の執行を本事業より優先的に行う予定。

(3) 飼養頭数の上限

経産牛頭数 220頭以下とする。

3. 2事業の共通事項

(1) 事業実施期間

畜産ICT事業及び楽酪GO事業は、これまで同様、2事業を同じスケジュールで執行することを基本とし、単年度の執行。年度末までに機械装置等の導入、補助金の支払い等の必要な事務手続きを行うよう呼び掛け。

(2) 環境配慮のクロコンへの対応

これまでもみどりの食料システム戦略における取組として、環境配慮の要件化（クロスコンプライアンス）を実施。令和7年度補正予算（畜産ICT事業）及び令和8年度予算（楽酪GO事業）においても引き続き、事業実施主体又は受益者が最低限行うべき環境負荷低減の取組をチェックシートに記載し、申請時及び実績報告時に提出する必要。

令和8年度予算からは参考様式が「みどりチェック」チェックシート（別添2）に更新。概ねこれまでの「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」によるチェック項目と重複しており、令和8年度の畜産ICT事業及び楽酪GO事業については新たな「みどりチェック」チェックシートによる必要事項の確認と提出をお願いしたい。

(3) 生乳需給安定クロコンへの対応

令和8年度の畜産ICT事業（酪農経営体の場合に限る）及び楽酪GO事業を活用する場合、全国的な生乳需給安定のための取組に対する拠出をしていること等を要件とする「生乳需給安定クロスコンプライアンス」の対象となる。令和8年度事業については本クロスコンプライアンスの初年度であること等から、要望調査時にチェックシートによって確認する拠出期間は令和7年10月から12月まで。要望調査時に事業参加予定の酪農経営からチェックシート（別添3）を提出させ、各応援会議を通じ、農林水産省牛乳乳製品課において拠出を行っていることの確認を行う。

なお、機械装置を導入する事業については、以下の期間に自ら取引した乳量に対して、継続して拠出金を拠出していることが要件となるため、補助事業を活用したいと考えている酪農家にはその事前に説明しておくこと。

【参考】

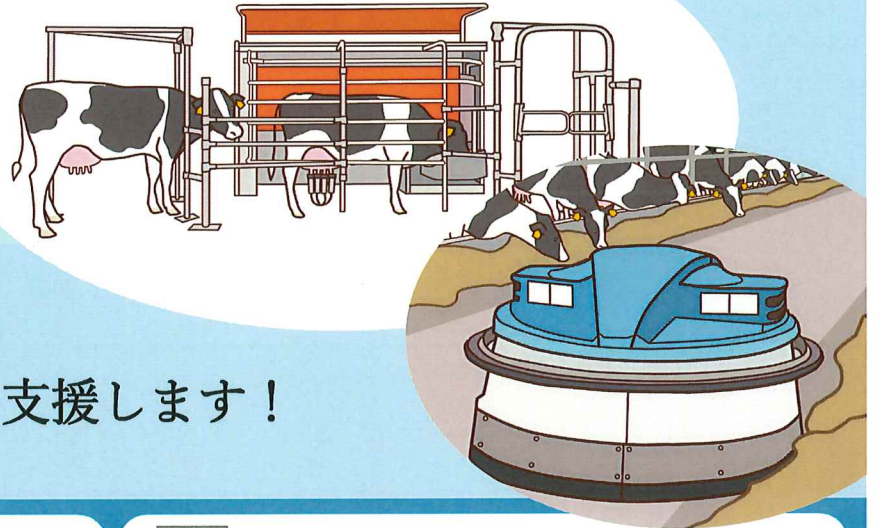
令和8年度事業を活用する場合に必ず拠出していなければならない期間

- ▶ 拠出開始時期：令和7年10月1日から
- ▶ 拠出終了時期：令和9年12月31日まで

※ ただし、予定通り令和7年度中に機械装置等の導入が終了している場合に限る

—以上—

畜産ICT事業で (ICT化等機械装置等導入事業) スマート農業技術の 導入を支援します！



1 事業目的

中小・家族経営を中心とした
肉用牛・酪農経営の労働負担軽減や
省力化のためのロボット等の
スマート農業技術の導入を
支援します。

2 予算額と補助率

- 所要額：19億円
- 補助率：1/2以内

補助金は1経営体当たり
機械装置導入は30百万円まで
一体的施設の補改修(※)は50百万円まで

3 補助対象機械装置

- 搾乳関係…搾乳ロボット、
搾乳ユニット搬送装置
- 飼料給与関係…ほ乳ロボット、
餌寄せロボット、自動給餌機
- 飼養管理関係…発情発見装置、
分娩監視装置 等

4 事業対象となる経営規模

中小・家族経営向け支援事業として、
以下の経営規模が対象。

- 乳用牛：搾乳牛頭数120頭以下
- 肉用牛のうち
繁殖経営：24か月齢以上の
繁殖雌牛100頭以下
肥育経営：全飼養頭数200頭以下

(※) スマート農業技術活用促進法による優遇措置も！

スマート農法の計画認定を受けることにより、(例) スマート農法の計画認定
機械装置の導入と**セットで**

一体的施設の補改修も

対象となります！
(補助金の上限：50百万円/経営体まで)

搾乳ロボット



フリーストール
牛舎へ転換

行動監視装置



畜舎設備の改築

事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等(畜産クラスター事業等)のうち
ICT化等機械装置等導入事業

問合せ先：●●農協 ●●●●課

TEL：

「みどりチェック」 チェックシート (畜産経営体向け)

事業名		Ver. 3.0	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
連絡先		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略を理解している
<input type="checkbox"/>	②	関係法令を遵守する
<input type="checkbox"/>	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践する
<input type="checkbox"/>	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	※和牛生産を行っている場合、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守する (該当しない □)
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合、家畜排せつ物の管理基準を遵守する (該当しない □)
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合、肥料を適正に保管する (該当しない □)
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合、肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない □)
	適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討する (該当しない □)
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合、農薬を適正に使用・保管する (該当しない □)
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合、農薬の使用状況等を記録・保存する (該当しない □)
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯	※特定事業場である場合、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する (該当しない □)

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.0	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略を理解している
<input type="checkbox"/>	②	関係法令を遵守する
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討する
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める (該当しない □)
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理する
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討する
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合、生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない □)
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する (該当しない □)

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）
酪農経営支援総合対策事業（楽酪GO事業）

共通様式

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート

本事業を要望する酪農経営体は、回答・チェック欄を記入またはチェックを行い、全ての回答・チェック欄に記入できたら、本チェックシートは酪農経営体が保管し、その写しを要望調査票の添付資料として提出して下さい。

項 目		回答・チェック欄
1 申請者（酪農経営体）の情報（各項目を記入してください。）		
ア	申請年月日	
イ	申請する補助事業名 (畜産ICT事業又は楽酪GO事業のどちらかにチェックして下さい。)	畜産ICT事業 <input type="checkbox"/>
		楽酪GO事業 <input type="checkbox"/>
ウ	個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ	申請者名（法人の場合は法人名を記載）	
オ	代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ	郵便番号（申請者の住所の郵便番号を記入してください。）	
キ	住所（郵便番号を記入後、自動入力されます。番地等の記入は不要です。）	
ク	経産牛飼養頭数（令和8年5月1日現在）	頭
ケ	該当する月の全取引乳量（令和7年12月分） (本事業においては、申請期限が6月15日となっているため)	kg
2 生産した生乳の取引先に該当するチェックボックスにチェックしてください（複数回答可）		
コ	指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引しています。	<input type="checkbox"/>
サ	指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引しています。	<input type="checkbox"/>
	シ 「サ」にチェックした方は、回答欄に取引先事業者名を記入してください。 (複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)	
ス	自家加工等 [*] に全量又は一部を使用しています。 (※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。)	<input type="checkbox"/>
3 確認事項（チェックボックスにチェックして下さい。）		
セ	該当する対象期間（令和7年1月から12月までの期間）の自らの全取引乳量に応じた拠出金の納付を行いました。	<input type="checkbox"/>
	[内容説明] 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、下記の区分に応じた該当する対象期間の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた拠出金の納付を行いました。	
ソ	以下の（1）～（3）の内容について、同意します。	<input type="checkbox"/>
	（1）農林水産省等からの要求に対し、生乳の生産量、取引した数量及び経産牛飼養頭数がかかる資料、全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる伝票等を提出することに同意します。 [内容説明] 農林水産省や(独)農畜産業振興機構(同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。)、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数がかかる資料、全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる伝票(乳代精算書、領収書、請求書等)を提出することに同意します。	
	（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、次の①から③について同意します。 ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること ③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等やこの団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拠出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること	
	（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うことに同意します。	
【応援会議のこのチェックシートに関する手続き】		
① 応援会議は、チェックシートの提出があった場合は、全ての回答・チェック欄の記入を確認し、保管してください。		
② 応援会議は、チェックシートの内容を確認できたら、取りまとめリスト（別紙）を作成し、計画承認申請書に添付して提出して下さい。		

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
- 【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動**

【申請者】

- ・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化（ローン等の飛行許可・承認等） など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）

↑ 申請

↓ 認定

- ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- 【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等**
- ※2の**開発**及び当該**スマート農業技術等**を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化（ローン等の飛行許可・承認） など

（参考1）

②の計画に記載された会社の設立等に伴う登録に係る登録免許税の軽減

生産方式革新事業活動のイメージ（畜産）

上段：スマート農業技術の活用 下段：新しい生産の方式の導入

<p>搾乳ロボット + フリースタイル式畜舎の導入</p>		<p>搾乳ロボットを活用</p>		<p>つなぎ飼いや、フリースタイル式畜舎を整備（搾乳ロボットに適した飼養方法）</p>
<p>搾乳ロボット + 飼育管理にデータを活用</p>		<p>搾乳ロボットを活用</p>		<p>搾乳ロボットから得られた乳量等のデータを、データ分析を行うサービス事業者に提供し、分析結果のフィードバックをもらい、最適な飼育管理を実現</p>
<p>搾乳ユニット自動搬送装置 + 通路幅の確保</p>		<p>搾乳ユニット自動搬送装置を活用</p>		<p>畜舎内を整備し、搾乳ユニット自動搬送装置がレーンを走行するために必要な通路幅を確保</p>
<p>行動監視装置 + 畜舎設備の改築</p>		<p>行動監視装置を活用</p>		<p>付帯設備（柱等）の移動・除去等に伴う改築により、カメラの視認性を上げ、牛の行動変化に基づく発情発見や疾病・事故を予測する行動監視装置の精度を向上</p>
<p>エサ寄せロボット + 走行通路の整備</p>		<p>エサ寄せロボットを活用</p>		<p>走行通路の段差や溝を解消することで、エサ寄せロボットが動作するための環境を整備</p>

生乳需給安定クロスコンプライアンスのご案内

～令和8年1月からの手続きについて～

令和8年1月から生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象事業を追加するとともに、仕組みを見直し、**手続きの一部を簡素化**します。

1 クロスコンプライアンスの内容(詳細裏面)

主要な酪農関係の補助金の交付を受ける際に、**全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等**が要件となります(変更点は裏面)。

2 対象となる補助事業

- ① 国産チーズ生産奨励等事業
- ② 生乳流通改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ③ バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業(同特別対策事業を含む)
- ④ 中小酪農等対策事業
- ⑤ 生乳暑熱対応推進緊急対策
- ⑥ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑦ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業(工サ活事業)
- ⑧ 畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑨ ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)
- ⑩ 酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)



注:これらの事業は、クロスコンプライアンスが既に導入及びその可能性のある事業を例示しているものです。

3 申請時の提出書類

クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシートを補助事業者**に提出してください。

なお、農林水産省や補助事業者等が、拠出実績の確認資料(乳代精算書、拠出金の領収書、請求書)の提出を求めることがあります。(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます。)

4 拠出先事業

(一社)Jミルク 酪農乳業需給変動対策特別事業

5 拠出方法

Jミルクが定める単価や方法により拠出していただく必要があります。

生乳流通事業者を通じる方法やJミルクへ直接拠出する方法がありますが、拠出方法が分からない場合は、Jミルクや出荷先の生乳流通事業者にご相談ください。

6 令和8年1月以降の拠出要件(詳細)

○ 拠出実績を四半期ごとに確認することになりました。

[見直し前]

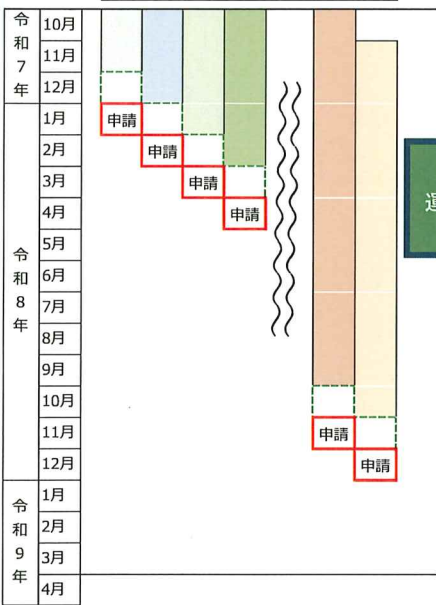
補助事業の申請月の前々月までの12か月分の出荷乳量に基づき、継続して拠出金を納付していること

[見直し後]

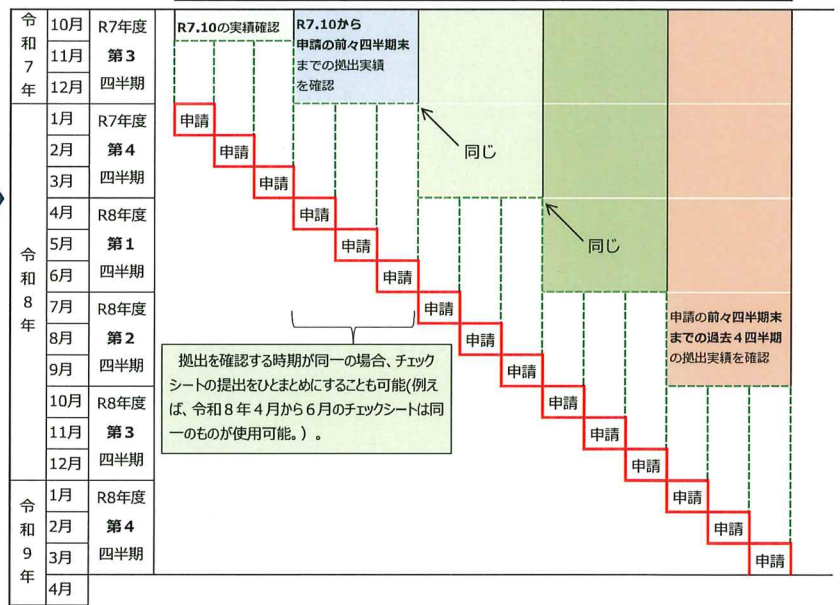
補助事業の申請月の属する四半期の前々四半期までの12か月分の出荷乳量に基づき、継続して拠出金を納付していること

〔ただし、令和8年12月以前に申請する場合には、令和7年10月以降、申請月が属する四半期の前々四半期まで継続して拠出金を納付していること〕

見直し前 (月単位での申請・確認)

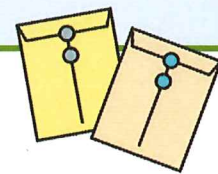


見直し後 (四半期単位での申請・確認)



○ 施設整備・機械導入の場合 (対象事業:2の⑧~⑩の事業)、一定期間継続して拠出していること

7 更なる情報・お問い合わせ先



農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口

URL: https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html



未定稿

畜産クラスター関連事業
(ICT 化等機械装置等導入事業)

Q & A

注：本Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年4月22日版

農林水産省畜産局畜産振興課
公益社団法人中央畜産会

目 次

(農業構造転換集中対策)

問1 令和7年度補正予算において所要額が拡充されたのはどのような背景ですか。

(飼養頭数の上限の考え方)

問2 本事業ではこれまで飼養頭数の上限が設定されていますが、令和8年度も引き続き飼養頭数の上限はありますか。

問3 飼養頭数の上限について、1つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

問4 飼養頭数の上限について、1つの経営体が酪農経営と肉用牛経営の2種類の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

問5 飼養頭数の上限について、乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、どのような上限になりますか。

(生産方式転換のための一体的な施設整備)

問6 生産方式の転換のための一体的な施設整備とはどのような支援内容ですか。

問7 生産方式転換のための一体的な施設整備について、施設を新設する場合は支援対象になりますか。

問8 畜産クラスター事業などの別の事業によってスマート農業機械を導入し、本事業により一体的な施設整備だけを行うことは可能ですか。

問9 生産方式転換のための一体的な施設整備を行う労働負担軽減経営体は、事業終了時まで「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが確実であると認められる者となっていますが、認定を受けることが確実であると認められるとはどのような状態を指しますか。

(事業の実施期間)

問10 「ICT化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用しているため、機械装置等の導入を年度内に行わなくても問題ないですか。

(農業構造転換集中対策)

問1 令和7年度補正予算において所要額が拡充されたのはどのような背景ですか。

- 1 今後20年間で、現在の基幹的農業従事者の大半を占める60歳以上の年齢層がリタイアした場合、従事者数は酪農で約1/2、肉用牛全体で約1/4まで減少する懸念があります。
- 2 このような中、引き続き中小・家族経営における省力化を一層推進するため、令和7年度補正予算においては農業構造転換集中対策として所要額を拡充して措置することとしました。
- 3 特に、令和6年度補正予算から開始している「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号、スマート農法）」に基づく計画認定者への「一体的な補改修」の支援を促しながら本事業の執行を推進する考えです（問6参照）。

(飼養頭数の上限の考え方)

問2 令和6年度事業では飼養頭数の上限が設定されていましたが、令和7年度も同様に飼養頭数の上限はありますか。

- 1 中小・家族経営体の労働負担軽減の軽減を進めるとの目的をより明確にする観点から、令和8年度も原則として、現行事業の枠組みを維持することとしており、飼養頭数の上限を設けています。
飼養頭数の具体的な考え方は、問3～5を参照するとともに、事業実施主体からの周知内容を確認してください。

問3 飼養頭数の上限について、1つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

- 1 1つの経営体が複数の乳用牛牧場の経営を行っている場合、当該経営体が経営する全ての牧場で飼養している乳用牛（経産牛）の合計の頭数で判断してください。

問4 飼養頭数の上限について、1つの経営体が酪農経営と肉用牛経営の2種類の経営を行っている場合、頭数はどのように考えればよいですか。

- 1 1つの経営体が酪農経営と肉用牛の繁殖経営を行っている場合、酪農経営を行っている牧場において経産牛頭数が飼養頭数の上限以下であって、かつ肉用牛を飼養している牧場において24カ月齢以上の繁殖雌牛の飼養頭数の上限以下となる必要があります。
- 2 1つの経営体が酪農経営と肉用牛の肥育又は一貫経営を行っている場合、酪農経営を行っている牧場において経産牛頭数が飼養頭数の上限以下であって、かつ肉用牛牧場において全飼養頭数の飼養頭数の上限以下となる必要があります。

問5 飼養頭数の上限について、乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、どのような上限になりますか。

- 1 乳用牛の育成のみを行う経営体の場合は、飼養頭数の上限はありません。

(生産方式転換のための一体的な施設整備)

問6 生産方式の転換のための一体的な施設整備とはどのような支援内容ですか。

- 1 労働負担軽減経営体が、スマート農法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受け、補助対象機械装置を導入し、生産方式の転換を行うために必要となる施設の補改修、増築等を行う場合を一体的な施設整備として新たに支援することとしました。
- 2 一体的な施設の補改修としては、例えば、搾乳ロボットを導入し、繋ぎ牛舎からフリーストール牛舎に変更するなどの施設の補改修等を対象としており、補助率は1/2以内かつ1経営体当たり50百千円を上限としています。

問7 生産方式転換のための一体的な施設整備について、施設を新設する場合は支援対象になりますか。

- 1 生産方式転換のための一体的な施設整備については、新設の施設は対象になりません。
- 2 補助対象となる施設整備は、生産方式革新実施計画の(別表3)の2の(1)の生産方式革新事業活動に係る施設の内容の「新設等の別」の欄において、「改築」と記載されている施設に限ります。

問8 畜産クラスター事業などの別の事業によってスマート農業機械を導入し、本事業により一体的な施設整備だけを行うことは可能ですか。

- 1 生産方式転換のための一体的な施設整備については、本事業で機械装置を導入した場合にのみ、補助対象となります。

問9 生産方式転換のための一体的な施設整備を行う労働負担軽減経営体は、事業終了時まで「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが確実であると認められる者となっていますが、認定を受けることが確実であると認められるとはどのような状態を指しますか。

- 1 スマート農業技術の活用の促進に関する法律に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けるには、当該計画の申請書案について、地方農政局等への事前相談を行う必要があります。
- 2 このため、「事業終了時まで認定を受けることが確実である者」とは、地方農政局等に対して、生産方式革新実施計画の申請書案の事前相談を行い、かつ、その内容が認定の水準に達しているものとして地方農政局等から了解を得ている者を指します。
- 3 生産方式革新実施計画が申請中である場合は、事業参加要望の際に応援計画に、申請中の生産方式革新実施計画案の写しを添付してください。採択等に先立ち、必要に応じて事業担当の畜産振興課から、計画申請者の地域を所管する地方農政局等に計画の策定状況等を確認する予定です。

(事業の実施期間)

問10 「ICT化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用しているため、機械装置等の導入を年度内に行わなくても問題ないですか。

- 1 「ICT化等機械装置等導入事業」は、畜産クラスター基金の財源を活用して措置することとなりましたが、令和5年度まで畜産経営体生産性向上対策として措置してきたICT化等機械装置等導入事業の後継事業であることから、原則として、従来と同じく事業実施期間は当該年度末までとなります。
- 2 このため、従来と同じ様に、当該機械装置等の導入は必ず年度内に行ってくださいようお願いいたします。

